

平成28年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

次 第

○日時 平成29年2月21日（火）
午後1時30分～午後3時
○会場 宇都宮市役所14階
14A会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 議事
 - ・平成29年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

一般廃棄物処理計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	資料1
ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・	資料2-1
〃 各施策事業の取組状況等・・・・・・・・	別紙1
生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・	資料2-2
〃 各施策事業の取組状況等・・・・・・・・	別紙2
平成29年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)・・・・	別冊
ごみ・資源物の排出状況等・・・・・・・・	参考資料

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略、区分ごとの50音順

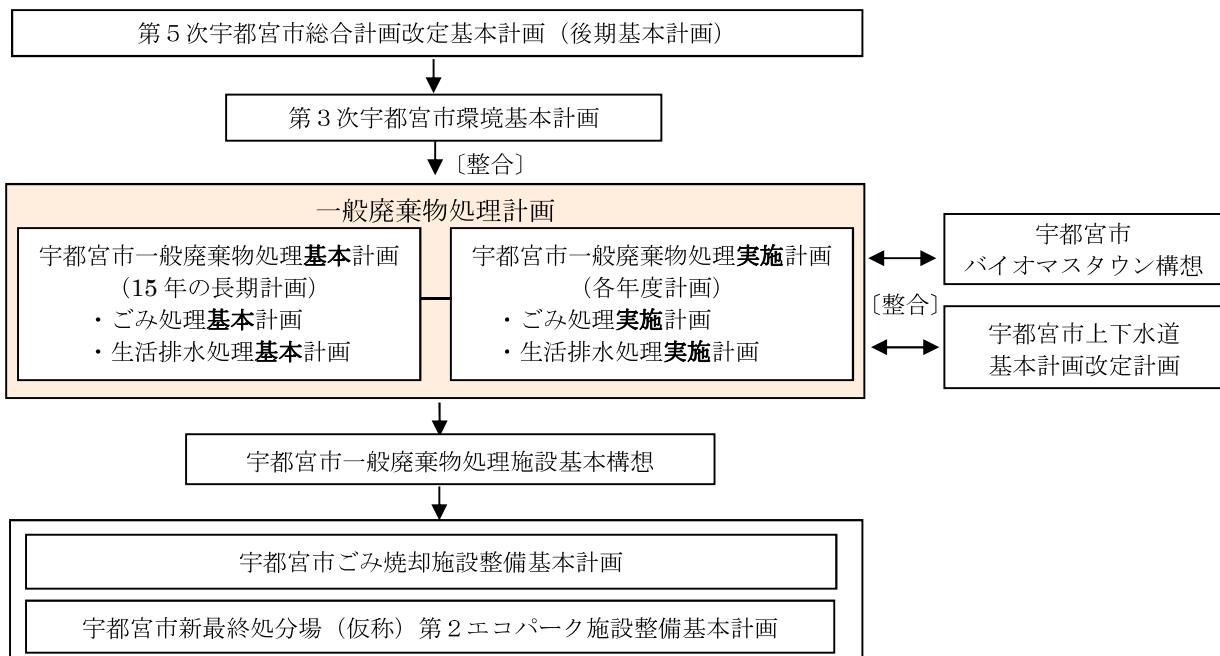
No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	金子 和義	宇都宮市議會議員	① 市議會議員
2	金子 武藏	宇都宮市議會議員	
3	塙原 毅繁	宇都宮市議會議員	
4	中塙 英範	宇都宮市議會議員	
5	渡辺 通子	宇都宮市議會議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	② 学識経験者
7	細田 雅洋	作新学院大学講師	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③ 各種団体代表者
9	枝野 悅子	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会計	
10	島田 弘二	宇都宮市自治会連合会副会長	
11	伴 マサ	宇都宮市消費者友の会副会長	
12	安部 博士	株式会社ヨークベニマル御幸ヶ原店店長	④ 事業者
13	石島 孝夫	株式会社かましん総務部長	
14	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	
15	山田 修嗣	公益社団法人宇都宮青年会議所理事	
16	山室 正志	株式会社東武宇都宮百貨店総務部長	⑤ 廃棄物処理業者
17	清本 龍司	宇都宮興産株式会社代表取締役	
18	熊本 範章	いづみ産業株式会社代表取締役専務	
19	大八木 延子	市民公募	⑥ 公募委員
20	小池 貞雄	市民公募	

一般廃棄物処理計画について

1 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」とから成る）。

【計画の位置付け】



(1) 基本計画

市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するとともに、それを実現するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）】

ア 計画期間

平成28年度から平成42年度までの15か年

イ 策定時期

5年ごと

(2) 実施計画

施策事業の取組状況及び評価を踏まえ、基本計画を着実に推進するために必要となる各年度の取組内容を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（平成29年度計画）】

ア 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

イ 策定時期

2月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等・生活排水処理施設の整備状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集・処理・処分体制

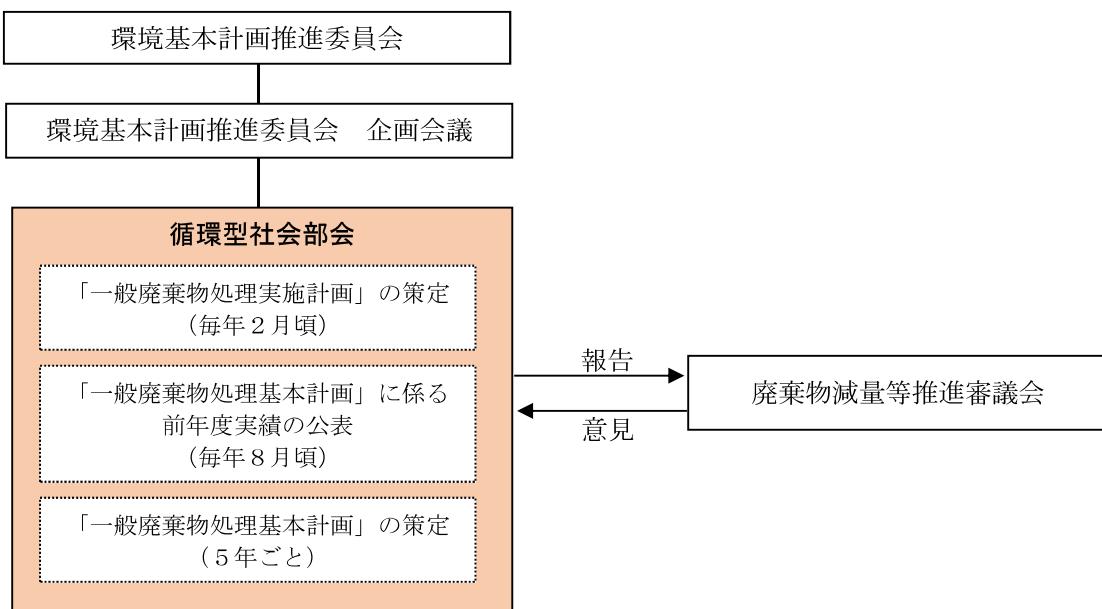
2 推進体制

(1) 庁内

- ・ 環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、部局横断的な組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として、「循環型社会部会」を設置
- ・ 「循環型社会部会」において、環境基本計画の廃棄物分野（ごみの発生抑制及び資源循環利用の推進）に関すること、一般廃棄物処理計画に関することを所掌

(2) 庁外

計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行うため、学識経験者や各種団体代表者、事業者等からなる「廃棄物減量等推進審議会」を設置



ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

◎ 趣旨

ごみ処理基本計画（平成28～42年度）の短期目標（平成32年度）達成に向けた取組状況及び平成29年度ごみ処理実施計画における取組内容について協議するもの

1 基本指標に対する取組状況

(1) 【基本指標1】一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）(g／人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	548	543	539	535	532	530
実績値	552	556	*559				
目標値との差 (達成度)	—	+8 (98.6%)	+16 (97.1%)				

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は増加傾向にあり、平成28年度における目標値の達成は困難な見込みとなっている。

〈考察〉

- ・ 焼却ごみに占める「もったいない生ごみ」の割合が増加傾向にあり、食べ残しを含めた食品ロスの全体量が増加傾向にあるものと考えられる。
- ・ 焼却ごみの中に含まれる資源物の割合が減少傾向にあり、分別に対する協力度は向上してきているが、依然として、資源化できる紙類や布類などの混入が見受けられることから、正しい分別方法に関する理解や周知が徹底されていないものと考えられる。
- ・ 分別等に関する情報が行き届きにくい単身世帯・外国人数が増加傾向にあることや、超高齢化に伴い、在宅介護に関連するごみの増が見込まれることなど、社会環境の変化による影響が考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ 「もったいない生ごみ」などの食品ロスについては、焼却ごみで最も高い割合を占めており、発生抑制に取り組むことで高い減量効果が見込めるところから、市民・事業者と連携した全市的な取組を推進していく。
- ・ 分別精度の向上に向け、分別がわかりにくい品目に関する周知の強化や、分別等に関する情報が漏れなく行き届くよう、ターゲットに応じた様々な媒体を活用した周知啓発を実施していく。
- ・ 社会環境の変化に伴うごみの質・量の変化について、その要因と対応策（発生抑制・資源化施策、収集運搬体制など）に関する中期的な検証を行っていく。

(2) 【基本指標2】事業系ごみ排出量 (t／年)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	45, 607	45, 144	44, 680	44, 216	43, 752	43, 300
実績値	46, 071	44, 552	*44, 470				
目標値との差 (達成度)	—	▲1, 055 (102.4%)	▲674 (101.5%)				

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「事業系ごみ排出量」は減少傾向にあり、平成32年度の目標達成に向け順調に推移している。

〈考察〉

- 事業所への個別訪問指導や不適正排出事業所への指導強化など、これまでの積極的な取組の効果があらわれたものと考えられる。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、事業系ごみの排出実態を踏まえた効率的な調査・指導体制等を構築することにより、更なる減量化の推進と適正処理の徹底を図っていく。

(3) 【基本指標3】最終処分量(埋立量) (t／年)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	19, 150	21, 194	21, 088	20, 980	19, 234	17, 200
実績値	20, 445	20, 504	*20, 936				
目標値との差 (達成度)	—	+1, 354 (93.4%)	▲258 (101.2%)				

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「最終処分量」は、平成32年度の目標達成に向け、概ね計画どおり推移している。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、安定的な最終処分の継続や最終処分場の適切な維持管理を確保していく。

(4) 【参考指標】リサイクル率※ (%)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (短期目標)
目標値	—	—	19.0	20.0	21.0	22.0	22.9
実績値	18.2	17.9	*17.4				
目標値との差 (達成度)	—	—	▲1.6 (91.6%)				

※ リサイクル率 = 資源化量（直接資源化+施設中間処理+集団回収）÷ごみ排出量（収集+施設搬入+集団回収）

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「リサイクル率」は低下傾向にあり、平成28年度における目標値の達成は困難な見込みとなっている。

〈考察〉

- 紙類の資源化量が行政回収、集団回収ともに減少傾向にあり、新聞や雑誌の発行部数の減少などに伴う影響が考えられる。
- スーパー店頭における資源物回収が利用されていること（家庭系）や、多量排出事業所を中心に民間資源化施設を活用した資源化が推進されていること（事業系）などにより、行政回収以外のリサイクルの取組が進展していると考えられる。

〈取組の方向性〉

- ごみの排出段階における分別の徹底や、新たな資源循環利用の推進などにより、リサイクル率の向上を図るとともに、多様な資源化ルートを活用したリサイクルが推進されるよう、市民・事業者に対する情報提供や指導強化を行っていく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙1のとおり

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

収集運搬、中間処理及び最終処分体制については、ごみ処理基本計画に基づき、5種13分別によるステーション収集や拠点回収等の体制を継続するとともに、現行の焼却施設や資源化施設、最終処分場における適正な処理・処分体制を継続する。

(1) 収集運搬体制

- 5種13分別の継続
- 収集運搬許可業者による委託及び直接搬入の継続
- 事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発と指導を強化
- 社会環境の変化に対応した収集運搬のあり方の検討

(2) 中間処理体制

- ・ クリーンパーク茂原、南清掃センターにおいて焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンタ一下荒針においてプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- ・ 「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称) 新北清掃センターの整備を推進

(3) 最終処分体制

- ・ エコパーク板戸において最終処分
- ・ 「新最終処分場 (仮称) 第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、(仮称) 第2エコパークの整備を推進

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組				
施策項目・取組指標										
【基本施策1-1】 発生抑制の促進		(1) 生ごみの水切り励行 【継続】	・分別講習会や各種イベント等における周知啓発	・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・取組の定着や更なる市民意識の向上に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある。	◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。 ・分別講習会や各種イベント等における周知啓発の継続による取組促進				
		(2) もったいないレジ袋削減推進 【継続】	・分別講習会や各種イベント等における周知啓発 ・「マイ・バッグ・キャンペーン」強化期間におけるパネル等の展示	・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・取組の定着や更なる市民意識の向上に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行うとともに、事業者に対しても、取組促進への働きかけを強化していく必要がある。	◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。 ・各種媒体やイベント等を通じたマイバック利用促進に係る周知啓発の継続 ・事業所訪問時における、レジ袋削減や簡易包装など、事業者による主体的な取組の働きかけ				
		(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究 【継続】	・有料化の実施状況に関する先進自治体からの情報収集及び県内他市との意見交換	・他市における有料化導入の背景や効果、課題等について、調査している段階にある。	・ごみの減量化・資源化施策の効果や他の施策との関連性、社会環境の変化などを踏まえ、施策の有効性について検証を行う必要がある。	◆ごみの減量化・資源化施策の効果や公平性の確保、社会環境の変化などを踏まえた調査・研究を行う。 ・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続				
		(4) もったいない生ごみ減量化推進 【拡充・重点】	・分別講習会や各種イベントにおける食品ロス削減に係る周知啓発 ・ホームページや自治会回覧など各種媒体を活用した周知啓発 ・スーパー店頭等におけるアンケート調査や分別ゲームを活用した発生抑制及び分別徹底に向けた意識啓発 ・各種イベントにおける「家庭での食品ロスの状況」に関するアンケート調査の実施	・焼却ごみに占める「もったいない生ごみ」が増加傾向にある中、食品ロス削減に係る周知啓発の重点化などにより、市民・事業者の意識・行動改革につながっている。	・あらゆる機会や媒体を活用しながら、「もったいない残しま10！」運動と連携した周知啓発を行うとともに、「もったいない生ごみ」の減量化に係る事業者との連携強化など、食品ロス削減に向けた取組を推進していく必要がある。	◆「もったいない生ごみ」などの食品ロスを削減するため、周知啓発の強化などにより、食べ切り・使い切りを推進する。 ・外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進 ・分別講習会や各種イベント等における食品ロス削減に係る周知啓発の強化 ・ホームページやごみ分別アプリケーションなどの各種媒体を活用した食品ロス削減に有効な情報提供の強化 ・スーパー店頭等におけるアンケート調査や分別ゲームを活用した発生抑制及び分別徹底に向けた意識啓発の強化				
		(5) 簡易包装の推進 【新規】	・エコショップ認定店等との連携による過剰包装の抑制に向けた周知啓発	・継続的な啓発活動により、市民意識調査結果等において、詰替え商品の購入などの取組が浸透している状況が見られる。	・取組の定着や更なる市民意識の向上に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行うとともに、事業者に対しても、取組促進への働きかけを強化していく必要がある。	◆過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。 ・各種媒体を通じた過剰包装抑制に係る市民への周知啓発 ・詰替商品の積極的な販売推進など事業者による主体的な取組の推進				
		(6) リユース品の利用促進 【新規・重点】	・リユース品の流通状況等に関する事業者や関係団体からの情報収集 ・リユースに関する市民意識調査の実施 ・ホームページ等を活用したリユースショップの紹介や利用方法等に関する周知	・事業者等からの情報収集や、市民意識調査の実施などにより、課題の抽出や、今後の取組の方向性について整理を行うことができた。	・情報提供内容や媒体の充実を図るとともに、リユースのニーズが高いターゲット層や品目に着目したリユース促進のための仕組みづくりを進める必要がある。	◆情報提供の強化や新たな回収の仕組みづくりなどにより、市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。 ・ホームページ等を活用したリユース促進に向けた情報提供内容の充実 ・リユースニーズが高い品目の効果的な再使用の仕組みづくりに向けた検討				
		(7) 衣類再利用の推進 【新規】	・焼却ごみの組成分析調査において、依然として、焼却ごみへの利用可能な衣類の混入が見受けられる。			◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。 ・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品としての回収の仕組みづくりに向けた調査・研究				
		(8) 粗大ごみの再生品販売 【継続】	・環境学習センターにおける利活用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・取組の定着により、安定的な販売実績を確保している。	・リユースの促進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	◆再利用が可能な粗大ごみを修繕し、再生品として販売することで、再使用を推進する。 ・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、リユース促進に向けた意識啓発				
【基本施策1-2】 再使用の推進		【取組指標】 布類の分別協力率 (%)		※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量						
				H26 (基準値) 184,252	H27 (実績) 182,775	H28 (見込) 182,069	H32 (目標値) 180,600			
評価		<p>・目標達成に向けた減量化が図られている。</p> <p>・もったいない生ごみの減量化をはじめとする発生抑制の促進に向けた各種取組の効果があらわれているものと考えられる。</p>								
【基本施策1-2】 再使用の推進		【取組指標】 布類の分別協力率 (%)		※布類の総排出量に占める資源化量の割合			H26 (基準値) 16.7			
				H27 (実績) 16.3	H28 (見込) 19.8	H32 (目標値) 20.0				
評価		<p>・目標達成に向け分別が進んでいる。</p> <p>・リユースを含む分別強化に向けた取組の効果があらわれているものと考えられる。</p>								

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組	
【基本施策1-3】 普及啓発の実施	(9) もったいない運動との連携推進 【継続】	・もったいない運動と連携した3Rに係る講座やイベントの実施	・各種イベントや講座等を通じた連携推進が図られている。	・「もったいない残しま10！」運動などと連携し、「もったいない」のころの醸成による市民・事業者の3R行動の実践を促していく必要がある。	◆3R活動の実践に向けた講座やイベント等を通じて、「もったいない」のころを醸成する。 ・もったいない運動と連携した3Rに係る講座やイベントの実施	
	(10) 環境教育支援の推進 【継続・重点】	・ライフステージに応じた環境出前講座の開催 ・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布	・各世代や地域のニーズに応じた出前講座の実施などにより、3Rに関する周知啓発の推進が図られている。	・幼少期における環境教育のさらなる推進に向け、自発的な環境学習を促進するための社会科補助教材の内容の見直しや、情報提供の充実化を図っていく必要がある。	◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行いうため、環境教育の支援を推進する。 ・ライフステージに応じた環境出前講座の開催 ・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・社会科補助教材のより効果的な活用が図られるための内容の見直しに向けた検討	
	(11) エコショップ等の普及促進 【継続】	・ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民の3R行動の推進	・認定店との連携により、レジ袋削減や過剰包装抑制などの取組の定着が図られている。	・食べ切り・使い切りの推進など食品ロス削減に向けた取組を強化するため、認定制度の見直しや更なる連携強化及び認定店の拡大を図っていく必要がある。	◆認定店と連携し、事業系ごみの減量化や、市民・事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。 ・食品ロス削減に向けた取組を強化するための認定制度の見直し及び認定店との連携強化 ・ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民の3R行動の推進	
	(12) 事業系ごみの適正処理の徹底 【拡充・重点】	・大規模事業所に対する減量等計画書の提出徹底及び個別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発 ・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導 ・中小事業所への個別訪問指導 ・展開調査の強化による不適正排出事業所への効率的な指導	・個別訪問指導や研修会などの機会を活用した分別徹底や資源化に係る周知啓発により、多量排出事業所に対する指導割合が減少するなど、事業者の適正処理に対する理解度の向上が見られる。	・個別訪問指導や不適正排出事業所への指導の強化により、更なる事業系ごみの適正処理の徹底を図る必要がある。	◆事業系ごみの適正処理の徹底を図るとともに、減量化・資源化を推進する。 ・事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理のための指導体制等の構築 ・大規模事業所に対し減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導の徹底 ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発の強化 ・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導の強化 ・中小事業所の個別訪問指導の実施 ・展開調査の強化による不適正排出事業所への効率的な指導	
【取組指標】 多量排出事業所に対する指導割合(%)		※多量排出事業所のうち、不適正処理に対する再訪問指導を行った事業所の割合	H26 (基準値) 50	H27 (実績) 39	H28 (見込) 37	H32 (目標値) 25
評価 ・目標達成に向け、指導件数が減少傾向にある。 ・事業所への個別訪問指導や不適正排出事業者への指導強化などの取組による効果があらわれているものと考えられる。						

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組								
施策項目・取組指標														
<p>【基本施策2-1】 分別の徹底</p> <p>【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26 (基準値)</th><th>H27 (実績)</th><th>H28 (見込)</th><th>H32 (目標値)</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">30.9</td><td style="text-align: center;">30.9</td><td style="text-align: center;">18.1</td><td style="text-align: center;">29.9</td></tr> </table> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別が進み、大幅な改善が図られている。 分別強化や資源物の拠点回収事業などの取組が定着しつつあるものと考えられる。 	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	30.9	30.9	18.1	29.9	(13) 分別強化推進	【拡充・重点】	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別冊子の市内全世帯への配布 各種イベントや分別講習会における分別徹底に係る周知啓発 スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知 不動産管理会社や大学等への分別に係る資料の配布 ごみ分別アプリを活用した各種情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な機会や媒体を活用した幅広い周知啓発の実施により、ごみの分別や資源化に関する市民の理解度の向上につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会や媒体を活用しながら、ターゲットに応じた周知啓発を強化するなど、更なる分別精度の向上を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底強化を図る。 ごみ分別アプリを活用した市の情報が行き届きにくい単身世帯や外国人等に対する周知の強化 子育てサロン、老人福祉センター等における若年世帯や高齢者を対象とした周知の強化 各種イベントや分別講習会における周知啓発の継続実施による、5種13分別の徹底強化 スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底の継続取組による周知 不動産管理会社等への分別に係る資料の配布
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)											
30.9	30.9	18.1	29.9											
<p>【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量 (t)</p> <p>※剪定枝や廃食用油の資源化量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26 (基準値)</th><th>H27 (実績)</th><th>H28 (見込)</th><th>H32 (目標値)</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">113</td><td style="text-align: center;">123</td><td style="text-align: center;">193</td><td style="text-align: center;">1,500</td></tr> </table> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向け、着実な資源化量の拡大を図っている。 剪定枝資源化の拡大や、廃食用油資源化の定着による効果があらわれている。 	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	113	123	193	1,500	(14) 拠点回収事業の推進	【拡充・重点】	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収 回収量の拡大に向けた周知啓発 スーパー等の店頭における資源物回収の実施状況に関する調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の拠点回収事業については、安定的な回収量が確保できており、市民の取組の定着が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収量拡大に向けた周知啓発を行うとともに、民間協力店等との連携など、多様な回収ルートの活用による資源化の推進を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。 回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収 回収量の拡大に向けた周知啓発 民間協力店等との連携による回収拠点の拡充に向けた検討 リユース品も含めた新たな拠点回収品目の拡大に向けた調査・研究
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)											
113	123	193	1,500											
<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p> <p>【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量 (t)</p> <p>※剪定枝や廃食用油の資源化量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26 (基準値)</th><th>H27 (実績)</th><th>H28 (見込)</th><th>H32 (目標値)</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">113</td><td style="text-align: center;">123</td><td style="text-align: center;">193</td><td style="text-align: center;">1,500</td></tr> </table> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向け、着実な資源化量の拡大を図っている。 剪定枝資源化の拡大や、廃食用油資源化の定着による効果があらわれている。 	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	113	123	193	1,500	(15) リサイクル推進員活動支援の推進	【継続】	<ul style="list-style-type: none"> 研修会や施設見学の実施、情報紙の発行などによるリサイクル推進員の育成 地区文化祭等への参加などまちづくり協議会の環境部会等の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進員と協力連携を図ることにより、地域のごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、研修会の開催等によるリサイクル推進員の育成や、地区文化祭への参加等による活動支援を継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。 研修会や施設見学の実施、情報紙の発行などによるリサイクル推進員の育成 地区文化祭等への参加などまちづくり協議会の環境部会等の活動支援
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)											
113	123	193	1,500											
<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p> <p>【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量 (t)</p> <p>※剪定枝や廃食用油の資源化量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26 (基準値)</th><th>H27 (実績)</th><th>H28 (見込)</th><th>H32 (目標値)</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">113</td><td style="text-align: center;">123</td><td style="text-align: center;">193</td><td style="text-align: center;">1,500</td></tr> </table> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向け、着実な資源化量の拡大を図っている。 剪定枝資源化の拡大や、廃食用油資源化の定着による効果があらわれている。 	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	113	123	193	1,500	(16) 家庭系生ごみの資源化推進	【継続】	<ul style="list-style-type: none"> コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助の実施 補助制度の活性化に向けた制度の見直し検討 ダンボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた検討 教育機関と連携した生成物の利活用の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理機補助制度の利用者が減少傾向にあることから、今後の補助制度のあり方について整理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における生ごみ資源化の取組の活性化に向け、対象拡大による補助制度の利用促進を図っていくとともに、更なる堆肥化の普及に向けた検討を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化を図る。 減量化のみを目的とした機種を対象としたコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助制度の拡大 ダンボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた継続検討
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)											
113	123	193	1,500											
	(17) 廃食用油の資源化推進	【継続】	<ul style="list-style-type: none"> スーパー（26か所）や市有施設（19か所）における廃食用油の拠点回収 回収拠点における回収量実態調査の実施 回収量の少ないスーパー（2か所）における事業の周知活動 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる回収量拡大や市民の利便性向上に向け、回収拠点の配置等の検討を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油を拠点回収し、BDFの製造や資源化事業者への売払いによる資源化を図る。 スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収 回収拠点における事業の周知活動 回収量拡大及び市民の利便性向上に向けた回収拠点の配置等についての検討 								

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進	(18) 剪定枝の資源化推進 【拡充・重点】	・南清掃センターに持ち込まれた剪定枝の一部をチップ化し、市民配布や市有施設敷設に活用 ・事業者との連携による資源化量の拡大に向けた事業手法についての検討	・南清掃センターにおける剪定枝の受入体制を整備したほか、事業者との連携により、事業手法や役割分担について検討を行うなど、資源化拡大に向けた取組を進めることができた。	・チップの安定的・継続的な利活用先の確保や、ステーション収集を見据えた剪定枝の収集・受入体制の構築などにより、資源化量の着実な拡大を図っていく必要がある。	◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進とともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。 ・南清掃センターにおける剪定枝の通常受入の実施による資源化量の拡大(約150t⇒約400t) ・剪定枝のステーション収集の実施に向けた収集運搬体制等の検討 ・事業者との連携による、剪定枝の効果的・効率的な資源化ルートの確立に向けた検討
	(19) 使用済小型家電の資源化推進 【継続】	・市有施設(20か所)における使用済小型家電の拠点回収 ・障がい者自立支援事業との連携による回収体制の構築 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の効率化に向けた検討	・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。	・家電量販店等との連携強化や、清掃工場における効果的・効率的な不燃ごみからの選別回収などにより、更なる回収量の拡大を図っていく必要がある。	◆有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。 ・市有施設における使用済小型家電の拠点回収 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の拡大 ・家電量販店等との連携による効果的・効率的な回収体制の検討
	(20) インクカートリッジの資源化推進 【継続】	・市有施設(25か所)におけるインクカートリッジの拠点回収の実施	・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。	・更なる回収量増加に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある	◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。 ・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収 ・更なる回収量増加に向けた周知啓発
	(21) 市有施設における資源化推進 【拡充】	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用(ごみ発電)	・清掃工場における熱回収を継続しており、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。	・学校給食残渣をはじめとする廃棄物系バイオマスの資源化について、費用対効果を踏まえた検討を行っていく必要がある。	◆市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。 ・清掃工場における熱エネルギーの有効利用(ごみ発電) ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・民間の資源化施設を活用した学校給食残渣の資源化に向けた検討
	(22) 新たな資源循環利用の推進 【新規・重点】	・焼却ごみに含まれる資源物の割合などを把握するための組成分析調査の実施 ・生ごみや剪定枝などのバイオマスの資源化に向けた先進自治体や事業者等からの情報収集	・組成分析調査結果を踏まえ、最も高い割合を占める生ごみをはじめ、防水加工等がされた紙類、紙おむつなどの新たな循環利用に向けた課題の抽出を行うことができた。	・事業者等と連携した調査・研究を行うとともに、費用対効果や分別に係る市民・事業者の負担などを考慮した循環利用の仕組みづくりについて、調査・研究を行っていく必要がある。	◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。 ・焼却ごみの組成分析調査結果などを踏まえた、新たな資源化品目の検討 ・農業分野などとの連携による地域や資源の特性に応じた循環利用の仕組みづくりに関する調査・研究

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組
施策項目・取組指標						
【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進		(23) 資源物集団回収の推進 【継続】	・集団回収実施団体に対する報償金の交付 ・回収量の拡大に向け、自治会講習会やリサイクル推進員向け情報紙などの機会を通じた制度の周知啓発	・紙類の発生量の減少や、回収ルートの多様化などの影響により、回収量は減少傾向にある。	・自治会講習会などあらゆる機会を通じて周知啓発活動を展開するほか、実施団体へのインセンティブとなる仕組みについて調査・研究を行っていく必要がある。	◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。 ・集団回収活動を更に推進するための効果的な仕組みづくりに向けた調査・研究
【取組指標】 多量排出事業所における新たな資源化量 (t)		(24) 事業系ごみの資源化の推進 【継続】	・大規模事業所への個別訪問指導等を通じた、民間施設を活用した事業系生ごみ資源化への誘導 ・商店街における事業系ごみの共同排出実態調査の実施 ・共同排出に取り組んでいる同業者組合との意見交換	・事業系ごみの資源化については、コストや分別に係る作業負担の増などが課題となり、焼却から資源化への転換が進みにくい状況にある。	・民間資源化施設を活用した資源化への誘導を行なながら、より効果的・効率的な資源化ルートの確立に向けた調査研究等を行っていく必要がある。	◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。 ・大規模事業所への個別訪問指導等を通じた、民間施設を活用した事業系生ごみ資源化への誘導 ・今後の食品リサイクル制度のあり方や民間資源化施設の参入状況、ごみの排出実態等を踏まえた、事業系生ごみの効果的・効率的な資源化ルートの確立に向けた調査研究 ・既存の共同排出の仕組の活性化に向けた、事業者への情報提供及び、同業組合との情報交換
評価 ・事業系ごみの資源化については、コスト面等の課題により、取組が進みにくい状況にある。						
【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進		(25) ごみステーションの維持管理への支援 【継続】	・ごみ排出に関する苦情への迅速な対応や適正排出指導 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援 ・GIS (地理情報システム) を利用したごみステーション情報の管理及び活用	・苦情対応件数が減少するなど、市民サービスの維持・向上に向けた各取組による効果が見られた。	・ごみステーション及び収集運搬体制の適切な維持管理を行っていく必要がある。	◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。 ・ごみ排出に関する苦情への迅速な対応や適正排出指導 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援 ・GIS (地理情報システム) を利用したごみステーション情報の管理及び活用
【取組指標】 苦情等対応件数 (件)		(26) 適正な収集運搬体制の維持 【継続】	・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続			◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。 ・委託業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続
評価 ・苦情対応件数が減少し、大幅な改善が図られている。 ・継続的な適正排出指導や効果的・効率的な収集運搬体制の維持に向けた取組の効果があらわれているものと考えられる。		(27) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 【新規・重点】	・ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者や障がい者に対する戸別収集である「ふれあい収集」の実施	・增加傾向にある「ふれあい収集」への適切な対応など、効率的な収集体制の確保が図られている。	・超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応したごみの収集運搬のあり方について検討を行っていく必要がある。	◆効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討していく。 ・「ふれあい収集」業務の日別件数の平準化に向けた地区割り等の見直し ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組
施策項目・取組指標						
【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進	【取組指標】 中間処理施設・最終処分場の整備 中間処理施設 平成32年度供用開始予定 最終処分場 平成31年度供用開始予定 評価 ・目標達成に向け、中間処理施設、最終処分場ともに、計画的な整備を推進している。	(28) 中間処理施設の整備 【継続・重点】	・「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づく中間処理施設の整備 北清掃センター解体工事（H27～H28） (仮称)新北清掃センター建設工事 (設計・施工一括) (H28～H31)	・「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、施設整備を推進していく必要がある。	◆「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めていく。 ・計画的な中間処理施設の整備推進 (仮称)新北清掃センター建設工事 (設計・施工一括) (H28～H31)
		(29) 中間処理施設の維持管理 【継続】	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適正な維持管理により、安定した中間処理を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。 ・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)
		(30) 最終処分場の整備 【継続・重点】	・「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づく最終処分場の整備 環境影響評価（H26～H28） 環境保全措置実施・ 環境モニタリング調査(H28～H32) 取付道路建設工事 (H28～H29)	・「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、最終処分場の整備を推進していく必要がある。	◆「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めていく。 ・計画的な最終処分場の整備推進 (仮称)第2エコパーク建設工事（設計・施工一括）(H29～H31)
		(31) 最終処分場の維持管理 【継続】	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (エコパーク板戸に係る土堰堤の整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適正な維持管理により、安定した最終処分を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。 ・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (エコパーク板戸に係る放流管布設替の整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)
【基本施策3-3】 適正処理の推進	【取組指標】 不法投棄発生件数（件） H26 (基準値) 420 評価 ・目標達成に向け、発生件数が減少している。 ・適正処理の啓発や、監視パトロールなどの継続的な取組の効果があらわれているものと考えられる。	(32) きれいなまちづくりの推進 【継続】	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板設置、大型映像装置、イベント等を活用した条例の周知啓発 ・福祉部門や関係機関等と連携した管理不全な土地、建物等の適正管理指導	・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく継続的な取組により、市民の意識向上につながっている。	・市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進していく必要がある。	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。 ・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板設置、大型映像装置、イベント等を活用した条例の周知啓発 ・福祉部門や関係機関等と連携した管理不全な土地、建物等の適正管理指導
		(33) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 【継続】	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールの実施および監視カメラの設置 ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援	・「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づく総合的な取組により、不法投棄発生件数の減少につながっている。	・不法投棄の未然防止、拡大防止を図り、地域の良好な環境保全を推進していく必要がある。	◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。 ・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールの実施及び監視カメラの設置 ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援
		(34) 災害廃棄物への対応 【新規・重点】	・府内関係課との調整により、災害発生時における災害ごみの仮置場について必要面積を確保 ・災害時の協力体制に関する協定内容の確認など、協定の実効性を確保するための栃木県との意見交換 ・「宇都宮市地域防災計画」における個別マニュアルである「災害廃棄物処理対応マニュアル」を実効性を踏まえたものとして改定	・マニュアルの改定や、府内外の関係機関との連携強化などにより、災害廃棄物に対する初動体制の構築を図ることができた。	・災害発生時に速やかに対応できるよう、実効性の確保に向けた検証を行うことにより、適宜修正等を行う必要がある。	◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。 ・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証 ・検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備
H26 (基準値) 420	H27 (実績) 366	H28 (見込) 342	H32 (目標値) 250			

生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

◎ 趣旨

生活排水処理基本計画（平成28～42年度）の短期目標（平成32年度）達成に向けた取組状況及び平成29年度生活排水処理実施計画における取組内容について協議するもの

1 基本指標に対する取組状況

(1) 【基本指標1】生活排水処理人口普及率※1 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8
実績値	96.9	96.9	*97.8				

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「生活排水処理人口普及率」は、生活排水処理施設の整備状況を示す値であるが、着実に整備が進んでいるため、平成28年度の目標値を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- ・ 引き続き、計画的に生活排水処理施設の整備推進を図っていく。

(2) 【基本指標2】生活排水処理率※2 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3
実績値	94.2	94.3	*94.9				

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 平成28年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「生活排水処理率」は、生活排水処理施設の接続状況を示す値であるが、着実に接続が進んでいるため、平成28年度の目標値を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- ・ 引き続き、生活排水処理施設への接続促進に係る取組を実施していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙2のとおり

3 収集運搬、中間処理、最終処分体制

生活排水処理基本計画に基づき、平成28年度から、し尿・浄化槽汚泥等の一体処理に関する基本設計に着手するなど、一体処理を推進する取組を始めたところであるが、一体処理を開始するまでの間については、下記のとおり、引き続き、適正かつ安定的な処理を実施していく。

(1) 収集運搬体制

- ・ 浄化槽汚泥は、引き続き、許可業者による収集運搬を実施
- ・ し尿は、公共下水道等の進捗によるし尿収集運搬量の減少を考慮し、収集形態のあり方を検討するなど、効果的で効率的な収集運搬を実施

(2) 中間処理体制

- ・ し尿・浄化槽汚泥等は、一体処理を開始するまで、東横田清掃工場において、水処理や焼却処理などを継続
- ・ 将来的に、水再生センターにおいて、下水処理過程から発生した汚泥との一体処理を推進

(3) 最終処分体制

- ・ 東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまで、引き続き、焼却処理後に最終処分場において埋立処分
- ・ 将来的に、前処理したし尿等は、水再生センターにおいて適正に処理後、資源化することとし、除去した残渣は、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組
施策項目・取組指標						
【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進		(1) 公共下水道の整備推進 【拡充・重点】	・公共下水道事業計画区域における管きよの整備率100パーセントに向けた未整備地区の計画的な整備推進 ・整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化	・区画整理事業地区やグリーンタウン接続に向けた整備、河内特環地区的整備などを実施し、順調に整備を進めることができた。	・区画整理事業など他事業と併せて整備を進める必要があることから、今後も関係機関との適切な調整を行う必要がある。	◆公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、平成37年度の整備完了を目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に事業を推進する。 ・計画的な未整備地区の整備推進 ・整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化
			・浄化槽で整備する区域における更なる合併処理浄化槽の設置促進に向けた補助制度の継続 ・効果的で効率的な補助制度となるよう補助内容を見直し、平成29年度当初予算案に計上(見直しの内容) ・転換や設置替えの動機を喚起できるよう、補助額の増額に加え、設置者自己負担額の割賦利用促進策を新設 ・設置替えに伴う不要便槽の撤去費を補助できるようにし、適正な廃棄物処理の促進策を新設 ・工事費用などの実勢価格を踏まえた、全体的な補助内容の見直し	・合併処理浄化槽の整備を推進する上で最重要課題である「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りからの設置替え」を促進できる、補助内容への見直しを行なうことができた。	・来年度に、新補助制度の整備推進への効果を検証する必要がある。	◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を推進するため、補助制度を継続するとともに、「単独処理浄化槽からの転換」や、「汲み取りからの設置替え」の促進を図る。 ・新補助制度を活用してもらえるよう、様々な媒体を通して制度の周知 ・合併処理浄化槽の整備推進による生活排水の適正処理の重要性を啓発
		(2) 合併処理浄化槽の整備推進 【拡充・重点】	・単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促す啓発の強化 ・浄化槽法定検査の指定検査機関との情報の共有化・連携による戸別訪問などの実施	・合併処理浄化槽の必要性を訴える啓発ポスターを市民が多く来場する市有施設に掲示するなど、啓発を強化することができた。 ・合併処理浄化槽未設置世帯の情報を指定検査機関と共有化し、個別に転換を促す取組を行ったが、対象が多かったこともあり、全件の対応が難しかった。	・転換を促進する効果的な啓発策を再検討する必要がある。	◆公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化する。 ・合併処理浄化槽未設置世帯への案内文書の送付や戸別訪問などによる啓発の強化 ・浄化槽法定検査の指定検査機関との連携による転換促進策の実施
			・新たな管きよ整備工事の施工前に実施する接続対象者向けの接続義務の周知 ・未接続世帯へ接続を促す戸別訪問の実施 ・ホームページ、データ放送や広報等による周知・啓発	・上下水道基本計画改定計画の個別計画である第4次上下水道加入促進計画の平成28年度年間目標（下水道接続410戸）を達成する見込みとなっていました。順調に接続を促進することができた。 ・下水道整備工事前から接続義務の説明を実施することで、新たな未接続世帯の発生も抑えることができた。	・未接続世帯は減少しているが、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、継続的に接続指導を行っていく必要がある。	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、公共下水道への接続を促進する。 ・新たな管きよ整備工事に伴う、接続対象者への接続義務に関する説明の強化 ・未接続世帯への積極的な戸別訪問による接続促進の強化
		(4) 公共下水道への接続促進 【継続】	・未接続世帯への接続を促す文書の送付や戸別訪問の実施 ・農業委員会広報紙や、農業集落排水処理区内の集会所などへの啓発文の掲出などによる周知・啓発	・農業集落排水処理施設の地域ごとの管理組織と連携し、未接続世帯への文書送付や戸別訪問などによる啓発活動を実施したところ、接続数を若干増やすことができた。 ・接続を促す対象が多かったため、対象世帯全件への動機付けをすることができなかつた。	・未接続世帯は減少しているが、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、継続的に接続指導を行っていく必要がある。	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。 ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化 ・接続促進に向けた、効果的な啓発手法の検討と実施
			・未接続世帯への接続を促す文書の送付や戸別訪問の実施 ・農業委員会広報紙や、農業集落排水処理区内の集会所などへの啓発文の掲出などによる周知・啓発	・農業集落排水処理施設の地域ごとの管理組織と連携し、未接続世帯への文書送付や戸別訪問などによる啓発活動を実施したところ、接続数を若干増やすことができた。 ・接続を促す対象が多かったため、対象世帯全件への動機付けをすることができなかつた。	・未接続世帯は減少しているが、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、継続的に接続指導を行っていく必要がある。	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。 ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化 ・接続促進に向けた、効果的な啓発手法の検討と実施
【取組指標】 生活排水処理人口普及率（%）		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	96.9 96.9 97.8 98.8
評価		着実に整備が進んでいるため、平成28年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。				
【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進		(4) 公共下水道への接続促進 【継続】	・新たな管きよ整備工事の施工前に実施する接続対象者向けの接続義務の周知 ・未接続世帯へ接続を促す戸別訪問の実施 ・ホームページ、データ放送や広報等による周知・啓発	・上下水道基本計画改定計画の個別計画である第4次上下水道加入促進計画の平成28年度年間目標（下水道接続410戸）を達成する見込みとなっていました。順調に接続を促進することができた。 ・下水道整備工事前から接続義務の説明を実施することで、新たな未接続世帯の発生も抑えることができた。	・未接続世帯は減少しているが、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、継続的に接続指導を行っていく必要がある。	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、公共下水道への接続を促進する。 ・新たな管きよ整備工事に伴う、接続対象者への接続義務に関する説明の強化 ・未接続世帯への積極的な戸別訪問による接続促進の強化
			・未接続世帯への接続を促す文書の送付や戸別訪問の実施 ・農業委員会広報紙や、農業集落排水処理区内の集会所などへの啓発文の掲出などによる周知・啓発	・農業集落排水処理施設の地域ごとの管理組織と連携し、未接続世帯への文書送付や戸別訪問などによる啓発活動を実施したところ、接続数を若干増やすことができた。 ・接続を促す対象が多かったため、対象世帯全件への動機付けをすることができなかつた。	・未接続世帯は減少しているが、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、継続的に接続指導を行っていく必要がある。	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。 ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化 ・接続促進に向けた、効果的な啓発手法の検討と実施
【取組指標】 生活排水処理率（%）		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)	94.2 94.3 94.9 95.3
評価		着実に接続が進んでいるため、平成28年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。				

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策				施策事業	平成28年度の取組状況	評価	課題	平成29年度の取組
施策項目・取組指標								
【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理				(6) 施設の統廃合等の検討	【新規】 <ul style="list-style-type: none">・ライフサイクルコストの低減を踏まえた生活排水処理施設の統廃合や公共下水道への接続時期などの検討・将来に渡って存続する施設の長寿命化等の実施・農業集落排水処理施設の老朽化対策のための「機能保全計画」の策定	・平成29年度に実施するグリーンタウン地域下水処理施設の公共下水道への接続に向け、平成28年度に予定している工事を全て施工していることから、順調に整備が進めることができた。 ・農業集落排水処理施設の機能保全計画を策定しているところであり、経済性や老朽度の比較検討を行う準備を順調に進めることができた。	・機能保全計画を基にした、今後の統廃合施設の抽出や維持管理手法を検討する必要がある。 ・財政面を考慮し、効率的な統廃合などを進める必要がある。	◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討する。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。 ・グリーンタウン地域下水処理施設の公共下水道への接続を実施 ・農業集落排水処理施設の機能保全計画を基に、地域下水処理施設や工業団地排水処理施設も含め、生活排水処理施設の効率的な維持管理を検討
【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率 (%)	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)				
47.7	60.2	64.3	67.7					
評価 浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付したため、受検率が伸びる見込みであり、取組の効果が現れている。				(7) 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実	【拡充・重点】 <ul style="list-style-type: none">・浄化槽法第11条に規定する水質検査の未受検世帯を対象とする受検促進文書の送付・浄化槽法定検査の指定検査機関との連携による受検指導の強化策の実施	・浄化槽法第11条の規定に基づく水質検査の未受検世帯を対象とする受検促進文書の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関との連携による受検指導の強化策の実施	・平成29年度初めに判明する受検結果と今年度の文書送付者との照合を行い、対応しない未受検者に対する更なる受検促進策を検討し、実施する必要がある。	◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう、関係機関と連携した啓発を行う。 ・浄化槽法第11条に規定する水質検査の未受検者に対する受検案内文書の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した検査未受検者への新たな対応策の検討と実施
【基本施策2-1】 持続的に安定した収集運搬の実施								
【取組指標】 し尿収集運搬体制の調整								
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)					
一	一	一	平成30年市全域業務委託					
評価 目標の達成に向けた取組を進めているところである。								
【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続								
【取組指標】 一体処理の推進（施設数）								
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)					
し尿施設 1	1	1	0					
一体施設 0	0	0	1					
評価 平成31年度中の一体処理の実施に向け、順調に作業が進んでいる。								
【基本施策2-3】 安定した最終処分の推進								
【取組指標】 沈砂・汚泥焼却灰等埋立量 (t/年)								
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (見込)	H32 (目標値)					
124.5	173.6	181.6	72.2					
評価 増加傾向ではあるが、一体処理により、平成32年度には、減少する見込みであり、処分を適正に実施できている。								
(9) 水再生センターにおける一体処理の推進				(9) 水再生センターにおける一体処理の推進	【新規】 <ul style="list-style-type: none">・浄化槽汚泥等を水再生センターにおいて一体的に処理するなど、効果的・効率的な処理方法に関する検討の実施・一体処理に必要な施設の基本設計及び実施設計、生活環境影響調査の実施	・し尿・浄化槽汚泥等の一体的な処理に当たり、現状で最も適する川田水再生センターでの実施に向け、基本条件や整備計画など、基本的事項をとりまとめた上で、基本設計や生活環境影響調査を実施したことから、取組を順調に進めることができた。 ・下水道事業として一体的に処理するため、実施設計を平成29年度から行えるよう、スケジュールを見直し、円滑な施設整備に向けた準備を進めることができた。	・し尿・浄化槽汚泥等を、平成31年度末までに、水再生センターにおいて一体的に処理するため、効果的・効率的な管理運営体制を構築する必要がある。 ・水再生センターにおいて一体処理を開始するまでの間、老朽化した現在のし尿処理施設を適正に維持管理する必要がある。	◆水再生センターにおいて一体的に処理するため、供用開始までに必要な課題を協議するとともに、施設の実施設計を行う。 ・管理運営体制などについて、関係課と協議 ・一体処理に必要な施設の実施設計
(10) 安定した最終処分の実施				(10) 安定した最終処分の実施	【継続】 <ul style="list-style-type: none">・中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等の適正で安定した最終処分の実施	・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において適正に埋立処分することができた。	・今後も、安定した最終処分を、適正に実施する必要がある。	◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。 ・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分

ごみ・資源物の排出状況

区分		単位	平成27年度	平成28年度	増減
人口		人	518,761	519,631	870
区分			平成27年度 排出量(実績)	平成28年度 排出量(見込み)	増減
家庭系	資源物以外	焼却ごみ	t	101,410	101,860
		不燃・危険ごみ	t	3,165	3,030
		粗大ごみ	t	1,082	1,180
		小計	t	105,657	106,070
	資源物	一人1日当たり 【基本指標1】	g/日	556	559
		ペットボトル	t	1,822	1,807
		びん・缶類	t	6,579	6,513
		プラ・白色トレイ	t	3,470	3,403
		紙布類	t	10,636	10,108
		紙パック	t	96	129
	小計		t	22,603	21,960
	家庭系計		t	128,260	128,030
事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	43,160	43,090
		不燃・危険ごみ	t	107	110
		粗大ごみ	t	167	210
		小計	t	43,434	43,410
	資源物	ペットボトル	t	17	23
		びん・缶類	t	881	847
		プラ・白色トレイ	t	25	17
		紙布類	t	194	172
		紙パック	t	1	1
		小計	t	1,118	1,060
	事業系計 【基本指標2】		t	44,552	44,470
家庭系+事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	144,570	144,950
		不燃・危険ごみ	t	3,272	3,140
		粗大ごみ	t	1,249	1,390
		小計	t	149,091	149,480
	資源物	一人1日当たり	g/日	785	786
		ペットボトル	t	1,839	1,830
		びん・缶類	t	7,460	7,360
		プラ・白色トレイ	t	3,495	3,420
		紙布類	t	10,830	10,280
		紙パック	t	97	130
		小計	t	23,721	23,020
	家庭系+事業系計		t	172,812	172,500
	集団回収		t	9,860	9,470
	廃食用油		t	31	38
	インクカートリッジ		t	1	1
	使用済小型家電		t	71	60
総排出量 【取組指標(基本施策1-1)】		t	182,775	182,069	▲ 706

資源化量・リサイクル率

区分		平成27年度 資源化量(実績)	平成28年度 資源化量(見込)	増減
総排出量	t	182,775	182,069	▲ 706
リサイクルプラザ	t	6,525	6,970	445
ペットボトル	t	1,158	1,190	32
金属類(破碎・プレス)	t	3,684	4,050	366
ガラス類(カレット)	t	1,532	1,640	108
蛍光管・乾電池	t	151	90	▲ 61
エコプラセンター	t	2,951	3,078	127
プラスチック製容器包装	t	2,943	3,070	127
白色トレイ	t	8	8	0
委託処理等	t	10,940	10,370	▲ 570
紙布類	t	10,805	10,240	▲ 565
紙パック	t	135	130	▲ 5
焼却処理後	t	2,406	1,730	▲ 676
焼鉄	t	150	140	▲ 10
溶融メタル	t	162	120	▲ 42
エコスラグ	t	2,094	1,470	▲ 624
集団回収	t	9,860	9,470	▲ 390
廃食用油	t	31	38	7
インクカートリッジ	t	1	1	0
使用済小型家電	t	71	60	▲ 11
合計	t	32,785	31,717	▲ 1,068
リサイクル率 【参考指標】	%	17.9	17.4	▲ 0.5P